

H27 福祉保健局関係要望項目

東京都福祉保健局におかれましては、日頃よりLD等発達障害児・者へのご理解ご支援をいただき、誠にありがとうございます。今後とも更なるご支援を期待し、以下の通り要望いたしますので、ご回答よろしく申し上げます。

1. 一生涯を通して切れ目のない、発達障害支援体制を確立してください。

(1) LD等発達障害のある人にとっては、早期発見・早期支援を受けることで、その後の生育に大きく影響し、早期療育における効果が顕著です。早期発見から早期支援へとつながる体制整備を都として強力に押し進めてください。

(2) 各区市町村での乳幼児健診においては、発達障害に精通した医師や専門機関が健診に従事するように指導助言してください。

また、健診結果を一過性の事で終わらせることなく、「様子をみましょう」と診断した場合には、その後、家族に対し次回の検査の機会を具体的に設ける等のフォローや支援を継続するように指導してください。

(3) 乳幼児健診での見落としや家族への不適切な対応で、その後の療育へとつながらないということにならないよう、実施主体である各区市町村に指導助言してください。

(4) ライフステージにそった支援が継続して受けられるように、乳幼児期だけでなく学齢期・青年期・成人期にも定期的に発達障害を対象とした検査が実施されるように、しっかりと予算化してください。

また、発達の記録やその都度の支援内容を一括して管理できるサポートファイルの作成と普及をさらに充実させて、活用できる体制を整備してください。

2. 専門的人材を育成してください。

(1) 東京都発達障害者支援センター(TOSCA)においては、発達障害のある人およびその家族への相談・支援体制がさらに充実するように、職員研修を深めてください。

(2) 各区市町村の窓口を担当する職員に対して、専門的な知識を持って対応できるように研修等を実施し、さらなる人材育成を強化してください。

(3) 発達障害のある人たちが地域で安心して生活するための支援事業(就労支援・自立生活支援等)において、各区市町村での格差がないように、人材育成を徹底するよう指導してください。

3. 発達障害のある人を取りまく環境を整備してください。

(1) 発達障害のある人が、それぞれの居住地で安心して自立した生活ができるような支援体制整備を、各区市町村と協力してすすめてください。

(2) 親亡き後の生活支援も見据えた体制整備をお願いします。

障害者手帳の取得が難しいボーダーラインの人たちに対しても、一人暮らしや自立した生活をするための生活訓練が少しずつ受けられる体制を整備してください。

(3) ペアレントメンターやピアカウンセリングを利用した家族支援、相談事業をさらに充実させてください。

また、これらの事業は、実施した事例や内容を必要な人に周知させるよう指導してください。

(4) 専門の相談機関を充実させることはもちろん、医療機関に従事する職員、関係者に向けた研修を引き続き開催し、発達障害のある人とその家族の個別のニーズに合った支援体制と環境整備をすすめてください。

(5) 民間の事業所や施設の職員、関係者に向けても発達障害についての研修や講習会を開催し、理解啓発をすすめてください。設置地域によって対応や支援内容に格差がでないように指導してください。また、その運営についても適切かどうかを定期的に確認してください。

(6) 一般都民に向けた障害者理解促進事業をさらにすすめてください。

障害者差別解消法、障害者虐待禁止法、いじめ防止法等の成立により、障害者へのいじめ、虐待の防止、差別の禁止が叫ばれておりますが、実情はまだ多くの誤解と偏見が存在します。発達障害者等見かけではわかりにくい障害への理解啓発について引き続きご尽力をお願いします。

(7) 「発達障害者支援ハンドブック2015」は発達障害支援に取り組まれている関係者だけでなく、本人や保護者にとっても、分かりやすく、大変に利用価値の高い内容になっています。

全ての必要な人に届くよう印刷部数を増やし、さらに、幅広く活用できるような工夫と努力をお願いします。

(8) 年々、グループホームへの新規入所希望者が増えていると聞いています。

発達障害のある人の特性にも対応できる、サテライト型のグループホームをさらに増やしていただけるよう、都としてしっかりと予算化してください。

以上